

建設業のための **Q&A**

経営事項審査

令和 7 年 7 月版



東日本建設業保証株式会社

目 次

令和 7 年 7 月の変更内容（資本性借入金の取扱い）

Q 1 令和 7 年 7 月の変更内容（資本性借入金の取扱い）について	2
Q 2 資本性借入金に係る申請上の注意点について	4

経営事項審査の概要

Q 3 経営事項審査制度について	6
Q 4 審査項目について	7
Q 5 審査（分析）機関について	9
Q 6 申請手続について	10
Q 7 有効期間について	11

主な評価項目及び算出方法等

Q 8 工事の種類別年間平均完成工事高（X1）と自己資本額（X21）の組合せについて	12
Q 9 工事の種類別年間平均完成工事高（X1）の算出方法について	13
Q 10 自己資本額（X21）の算出方法について	15
Q 11 平均利益額（X22）の算出方法について	17
Q 12 自己資本額及び平均利益額（X2）の算出方法について	19
Q 13 経営状況（Y）の 8 指標の算式と内容について	20
Q 14 経営状況（Y）の算出方法について	24
Q 15 技術力（Z）の算出方法について	25
Q 16 1 級監理受講者について	29
Q 17 監理技術者補佐について	30
Q 18 基幹技能者について	31
Q 19 建設キャリアアップシステムについて	32
Q 20 その他の審査項目（社会性等）（W）について	33
Q 21 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）の算出方法について	34
Q 22 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W1-⑦）の算出方法について	35
Q 23 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に 従事する者の取組の状況（W1-⑧）の算出方法について	36
Q 24 建設業の営業継続の状況（W2）の算出方法について	39
Q 25 防災活動への貢献の状況（W3）の算出方法について	40
Q 26 法令遵守の状況（W4）の算出方法について	40
Q 27 建設業の経理に関する状況（W5）の算出方法について	41
Q 28 監査の受審状況（W51）の算出方法について	42
Q 29 公認会計士等の数（W52）の算出方法について	43
Q 30 研究開発の状況（W6）の算出方法について	44
Q 31 建設機械の保有状況（W7）の算出方法について	45
Q 32 国又は国際標準化機構が定めた規格による 認証又は登録の状況（W8）の算出方法について	46
Q 33 総合評定値（P）の算出方法について	47

－ 資 料 編 －

経審の改正経緯（平成 15 年～）	48
-------------------	----

Q1

令和7年7月の変更内容(資本金借入金の取扱い)について教えてください。

—A1—

令和7年6月25日、国土交通省より国不建第42号「資本金借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて」が発出され、令和7年7月1日以降の経営事項審査（以下「経審」）において、資本金借入金に該当するもののうち自己資本と認められる金額は「負債」から控除し、「自己資本」に加算することができるようになりました。当該控除及び加算により、経営状況のうち「Y₂負債回転期間」「Y₅自己資本対固定資産比率」「Y₆自己資本比率」、経営規模のうち「X₂₁自己資本額」の点数向上が期待されます。

1. 資本金借入金の要件

経審の事務取扱いにおける「資本金借入金」は、以下の要件を全て満たすものに限られます。ただし、残存期間が5年未満となった「資本金借入金」は、1年ごとに20%ずつ自己資本とみなす部分を通減させる取扱いとなります。

- (1) 償還期間が5年超
- (2) 期限一括償還
- (3) 配当可能利益に応じた金利設定
 - ・業績連動型が原則
 - ・債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること
- (4) 法的破綻時の劣後性の確保（又は少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること）
- (5) 貸出主が金融機関（政府系含む）であること又は次頁に記載の制度による借入であること

2. 関係する審査項目

以下の審査項目において、資本金借入金のうち自己資本と認められる金額は負債から控除し、自己資本に加算することができます。

- ・ Y₂負債回転期間（負債から控除）
- ・ Y₅自己資本対固定資産比率（自己資本に加算）
- ・ Y₆自己資本比率（自己資本に加算）
- ・ X₂₁自己資本額（自己資本に加算）

3. 取扱いの対象

本取扱いは、令和7年7月1日以降の経営状況分析の申請から対象となります。（審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単独決算での申請者に限ります。）

Q5

審査(分析)機関について教えてください。

—A5—

【審査（分析）機関について】

審査項目のうち、経営状況（Y）については国土交通大臣の登録を受けた、登録経営状況分析機関に申込みをします。

経営状況（Y）以外の項目については許可行政庁が審査機関となります。知事許可の建設企業は都道府県知事、大臣許可の建設企業は国土交通大臣に対して申請を行います。

審査項目	略号	審査（分析）機関
経営規模	X	許可行政庁 知事許可は都道府県知事、大臣許可は国土交通大臣が審査機関になります。
技術力	Z	
その他の審査項目（社会性等）	W	
経営状況	Y	登録経営状況分析機関

【登録経営状況分析機関について】

経営状況（Y）の分析は、一般財団法人建設業情報管理センターなどの登録経営状況分析機関を建設企業が選択し申請します。なお、経営状況分析の申請の時期及び方法等は経営状況分析機関により異なります。

登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページに掲載されています。登録経営状況分析機関は追加又は廃止される場合があります。

国土交通省ホームページ（登録経営状況分析機関）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

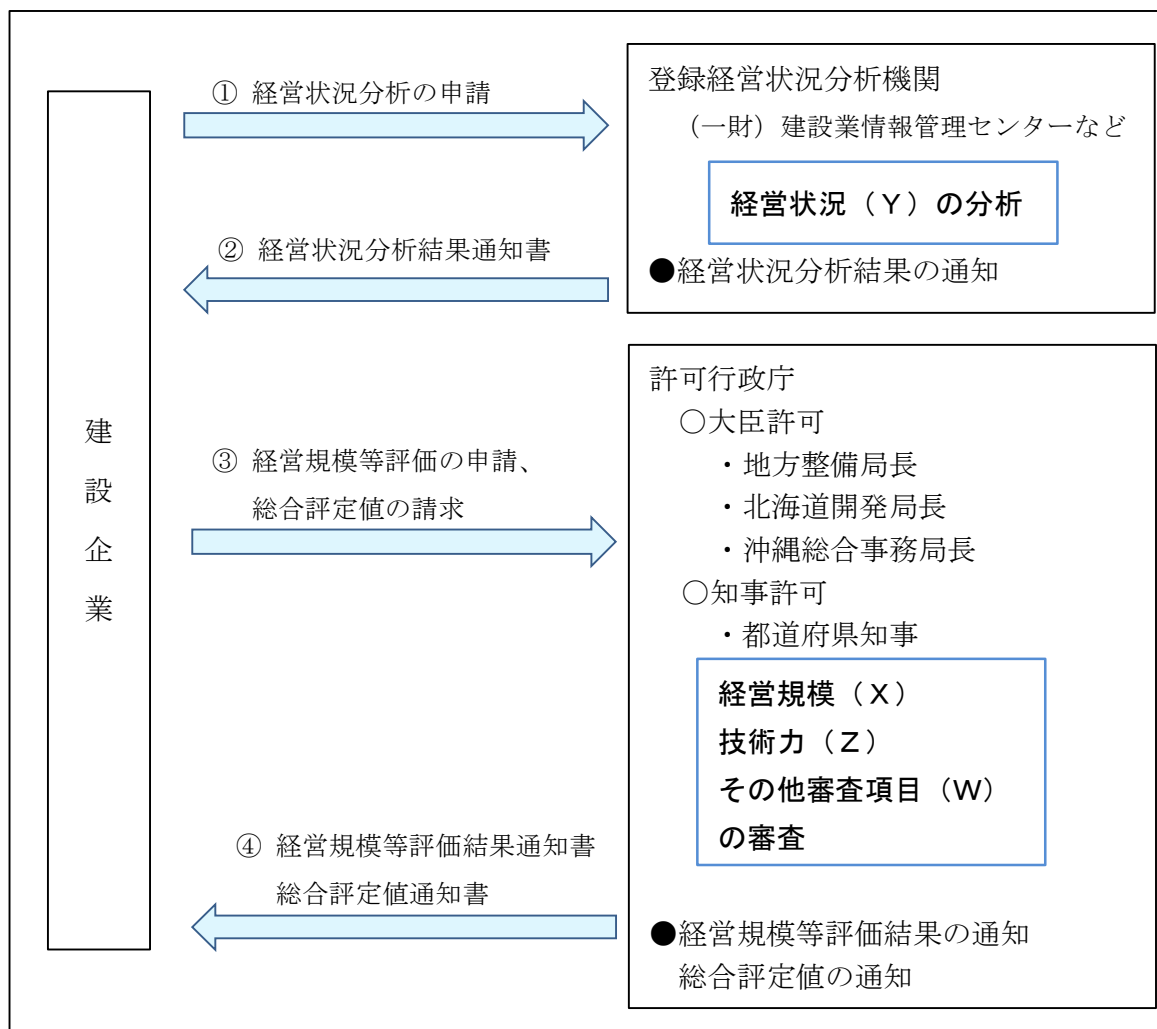
Q6

申請手続について教えてください。

— A6 —

総合評定値の請求と経営規模等評価の申請に係るフローは以下のとおりです。

- ① 登録経営状況分析機関に対し、「経営状況（Y）」の分析の申請
- ② 上記①の分析結果「経営状況分析結果通知書」を受領
- ③ 許可行政庁に対し、経営規模等評価の申請、総合評定値の請求
このとき、上記②の「経営状況分析結果通知書」が必要となります。
- ④ 経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書を受領



※電子申請については国土交通省のホームページにてご確認ください。

国土交通省ホームページ

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

	平成 20 年 4 月	平成 23 年 4 月
総合評定値	総合評定値 (P) = 0. 25X ₁ +0. 15X ₂ +0. 20Y+0. 25Z+0. 15W	総合評定値 (P) = 0. 25X ₁ +0. 15X ₂ +0. 20Y+0. 25Z+0. 15W
経営規模・技術力	X₁ 工事種類別年間平均完工高 <u>上限を 1,000 億円に引下げ</u> <u>下限を 580 点から 390 点に引下げ</u> <u>ウエイトを 0.35 から 0.25 に引下げ</u> X₂ 自己資本額 (X₂₁) 利払前税引前償却前利益 (X₂₂) <u>ウエイトを 0.1 から 0.15 に引上げ</u> Z 業種別技術職員数 (Z₁) 工事種類別元請年間平均完成工事高 (Z₂) <u>元請完成工事高を評価に追加</u> <u>ウエイトを 0.2 から 0.25 に引上げ</u> <u>基幹技能者を優遇評価</u> <u>技術職員一人当りの評価業種を 2 つに制限</u> <u>監理技術者講習の受講者を優遇評価</u>	X₁ 工事種類別年間平均完工高 <u>平均点が 700 点になるように評点テーブルを上方修正</u> X₂ 自己資本額 (X₂₁) 利払前税引前償却前利益 (X₂₂) Z 業種別技術職員数 (Z₁) 工事種類別元請年間平均完成工事高 (Z₂) <u>平均点が 700 点になるように評点テーブルを上方修正</u>
経営状況	Y₁ 純支払利息比率 Y₂ 負債回転期間 Y₃ 総資本売上総利益率 Y₄ 売上高経常利益率 Y₅ 自己資本対固定資産比率 Y₆ 自己資本比率 Y₇ 営業キャッシュ・フロー (絶対額) Y₈ 利益剰余金 (絶対額) ※ 1 2 指標から 8 指標へ見直し	Y₁ 純支払利息比率 Y₂ 負債回転期間 Y₃ 総資本売上総利益率 Y₄ 売上高経常利益率 Y₅ 自己資本対固定資産比率 Y₆ 自己資本比率 Y₇ 営業キャッシュ・フロー (絶対額) Y₈ 利益剰余金 (絶対額)
その他の審査項目	W₁ 労働福祉の状況 W₂ 営業年数 W₃ 防災活動への貢献の状況 W₄ 法令遵守の状況 <u>建設業法に基づく監督処分の状況の評価</u> W₅ 建設業の経理に関する状況 <u>監査の受審を評価に追加</u> W₆ 研究開発の状況 <u>研究開発費の額を評価</u>	W₁ 労働福祉の状況 W₂ 建設業の営業継続の状況 <u>再生企業の大幅な減点措置を創設</u> W₃ 防災活動への貢献の状況 W₄ 法令遵守の状況 W₅ 建設業の経理に関する状況 W₆ 研究開発の状況 W₇ 建設機械の保有状況 <u>3 種類の建設機械の保有台数を評価に追加</u> W₈ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 <u>I S O 9001・I S O 14001 の取得状況を評価に追加</u>